

物品・委託役務関係競争入札参加資格 F A Q 添付書類編

No	分類	Q	A
1	添付書類全般	電子申請後、添付書類はいつまでに提出しなければいけませんか？	・電子申請後、すみやかに提出（アップロード）してください。（郵送・持参での提出は受付できませんのでご注意ください。） ・毎週火曜日までの申請・書類提出で、不備等がなければ、翌週月曜日（月曜日が休日等の場合は翌開庁日）に登録となります。（最終提出期限は令和10年3月21日(火)です。）
2	添付書類全般	添付書類の提出が遅れた場合、電子申請が無効になりますか？	・電子申請後、添付書類の提出が遅れたとしても、ただちに電子申請が無効になることはありません。
3	添付書類全般	書類の提出先（大阪府の所在地）はどこですか？	・必要書類は、電子申請で必要事項を入力後、システムにて添付（アップロード）して登録いただきます。郵送・持参での提出はできませんのでご注意ください。
4	添付書類全般	添付書類は、取得できた書類から順次提出すればいいか、全ての書類が揃ってからまとめて提出した方がよいかどちらですか？	・順次アップロードすることは可能です。全ての書類の添付いただいたら「 ☐ 申請に対する書類はすべてアップロードしました」にチェックを付けてください。
5	添付書類全般	申請画面を印刷したものの提出は必要ですか？	・申請画面を印刷したものを提出（添付）していただく必要はありません。
6	添付書類全般	受付票と印鑑証明書の提出は必要ですか？	・入札参加資格申請時には、受付票と印鑑証明書の提出は必要ありません。 ・なお、受付票と印鑑証明書は、物品、委託役務契約を締結する際に提示が必要となります。詳しくは「【物品・委託役務】受付票」のページを参照してください。
7	添付書類全般	委任状の提出は必要ですか？	・委任状の提出は必要ありません。
8	添付書類全般	申請が受付されたことを確認するものが欲しいのですが、こちらで作成している受付票や確認書を同封すれば、大阪府の受付印を押して返信してもらえますか？	・申請取扱状況は、電子申請システムから確認いただけますので、受付票や確認書等の提出はご遠慮ください。
9	添付書類全般	証明書関係の書類は、いつ以降の日付で取得した証明書を提出すればよいですか？	・電子申請システムにて添付（登録）した時点で、証明書の発行後3カ月以内のものを提出してください。
10	府税	府税の納税証明書はどこで取得できますか？	・大阪府の各府税事務所にて取得できます。 ・「《法人用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」、「《個人事業者用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」のページに「府税事務所の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、最寄りの府税事務所にて証明書の交付請求を行ってください。
11	府税	府税の納税証明書はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありせん。」と記載された証明書を取得してください。
12	府税	府税の納税証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時点で府税の全税目に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。 ・Q11・13も併せて参照してください。

13	府税	府税の納税証明書の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・請求事項は「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は「全税目」で請求してください。 ・「《法人用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」、「《個人事業者用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」のページに記入例を載せていますので、参照してください。
14	府税	府税を分割納付しているので、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明を受けられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、府税の完納後に申請を行ってください。
15	府税	大阪府内の営業所を新設したばかりでも、府税の納税証明書は取得できるのですか？	・府税事務所に法人等の開設届を提出し、府税について未納の額が無ければ、「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書は発行されます。 ・詳細は、最寄りの府税事務所へ問い合わせてください。
16	府税	府税の納税証明書に記載されている住所と、電子申請時に登録した府内の営業所の住所が異なりますが、どうすればよいですか？	府税の納税証明書の他に、その府内の営業所の住所が確認できる書類（公共料金の証明書、営業所一覧、案内状、名刺・封筒等の写し）を添付してください。
17	消費税	消費税及び地方消費税の納税証明書はどこで取得できますか？	・本店管轄の税務署で取得できます。 ・「《法人用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」、「《個人事業者用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類）」のページに「税務署の所在地一覧」へのリンクを載せていますので、該当する税務署で証明書の交付請求を行ってください。
18	消費税	消費税及び地方消費税はどの種類の証明書を取得すればよいですか？	・消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）を取得してください。 ・電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したのもでも可としています。
19	消費税	消費税及び地方消費税の証明書はいつの年度分について証明書を取得すればよいですか？	・申請日時点で消費税及び地方消費税に未納がないことの証明が必要ですので、年度の選択は不要です。
20	消費税	消費税及び地方消費税の交付請求書はどのように記入すればよいですか？	・証明書の種類は「その3」、証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」を選択して請求してください。 ・なお、下記の証明書の様式でも受付できます。 個人事業主の場合：証明書の種類「その3の2」 法人の場合：証明書の種類「その3の3」
21	消費税	消費税及び地方消費税の免税事業者でも証明書を取得してこなければいけないのですか？	・免税事業者であっても証明書は発行されます。 ・詳細は、本店管轄の税務署へ問い合わせてください。
22	消費税	消費税及び地方消費税を分割納付しているので、「その3」の証明をうけられないのですが、どうすればよいですか？	・証明書の提出ができない場合は、申請の受付ができませんので、消費税及び地方消費税の完納後に申請を行ってください。
23	消費税	過去には「その1」の証明書でも受付をしてもらえたと記憶していますが、今回は「その1」の証明書では受付してもらえないのですか？	・納税証明書の種類が「その1」の証明書では受付できません。「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可）の証明書を提出してください。
24	消費税	消費税及び地方消費税の証明書に、納期限が未到来の未納の税額について記載されていますが、こ	・電子申請システムにて添付（登録）した時点で当該未納税額の納期限が過ぎていなければ受付できます。

		の納税証明書で受付をしてもらえますか？	・電子申請システムにて添付（登録）した時点で納期限が過ぎる場合は、完納後の納税証明書を再度取得していただくか、当該未納が納付されたことが確認できる書類（払込通知書の写し等）を併せて添付してください。
25	消費税	消費税及び地方消費税の証明書を電子納税証明書で取得したのですが、電子ファイルで提出することはできますか？	・電子ファイルとしての電子納税証明書の提出は可能です。取得した電子納税証明書を添付（アップロード）してください。
26	消費税	開業したばかりでも、消費税及び地方消費税の納税証明書は取得できるのですか？	・本店管轄の税務署に法人等の開設届を提出し、消費税及び地方消費税について未納の額が無ければ、納税証明書の様式その3は発行されます。 ・詳細は、税務署へ問い合わせてください。
27	障害者雇用状況報告書	ハローワークに報告書を提出した際に、受付印を受領していないのですが、どうすればよいですか？	・ハローワークに提出したものであれば、受付印が押印されていなくても構いませんので提出してください。
28	障害者雇用状況報告書	障害者手帳の提出は必要ですか？	・障害者手帳の提出は必要ありません。
29	貸借対照表・損益計算書	貸借対照表と損益計算書はいつ時点のものを提出すればよいですか？	・最近1か年のものを提出ください。（半年決算の場合は2期分お送りください。）
30	貸借対照表・損益計算書	【個人事業者】 個人事業者ですが、貸借対照表を作成していません。代わりに何を提出すればよいですか？	・確定申告書の写し（最近1か年のもの）を提出してください。
31	貸借対照表・損益計算書	開設して1年未満で、決算期を迎えておらず、貸借対照表・損益計算書を提出できません。代わりに何を提出すればよいですか？	・開設1年未満の業者の方は、開始貸借対照表（会社設立日時点のもの）をお送りください。
32	外字届	外字届はどこから取得できますか？	・【法人の方】「 《法人用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類） 」一覧のページ、「7 外字届」からダウンロードしてください。 ・【個人事業者の方】「 《個人事業者用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類） 」一覧のページ、「8 外字届」からダウンロードしてください。
34	身分証明書	【個人事業者】 身分証明書はどこで取得できますか？	・代表者の方の身分証明書については、代表者の本籍地の市区町村で身分証明書の発行手続きを行ってください。
35	登記されていないこの証明書	【個人事業者】 登記されていないことの証明書はどこで取得できますか？	・各都道府県の法務局本局窓口（大阪府の場合は大阪法務局）で発行手続きを行ってください。 ・郵送発行については、東京法務局にてお手続きが可能です。（詳細については東京法務局へお問い合わせください。東京法務局 電話番号 03-5213-1234）

36	登記されていないこの証明書	【個人事業者】 登記されていないことの証明書に本籍地の住所が記載されていませんが、受付はしてもらえますか？	・本籍地が記載されていない場合でも受付は可能です。
37	登記事項全部証明書	【法人】 登記（履歴または現在）事項全部証明書はどこで取得できますか？	・法務局で発行手続きを行ってください。
38	登記事項全部証明書	【法人】 登記事項全部証明書について、履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書がありますが、どちらを提出すればよいですか？	・履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書の、どちらを提出して頂いても構いません。
39	許可・資格等の証明書	申請した物品・委託役務種目が、業の許可・資格等が必要な種目かどうかはどこで確認できますか？ また、それに伴い提出すべき書類、申請内容についてはどこで確認できますか？	・【法人の方】「 《法人用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類） 」一覧のページ、「8業の許可・資格等が必要な申請種目」から確認してください。 ・【個人事業者の方】「 《個人事業者用》審査申請に必要な書類一覧（新規申請用の提出書類） 」一覧のページ、「9業の許可・資格等が必要な申請種目」から確認してください。
40	その他	業者番号（ID）・パスワードが分かりません。どうすればよいですか？	・郵送により再通知を希望される場合：「 ID・パスワード 」のページから「ID・パスワード再通知依頼書」（Word形式）をダウンロードし、「通知方法」欄、「郵送による通知を依頼します」にチェックの上、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、お送りください。 ・メールにより再通知を希望される場合：「 ID・パスワード 」のページから「ID・パスワード再通知依頼書」（Word形式）をダウンロードし、「通知方法」欄、「下記の登録メールアドレスに通知を依頼します」にチェックを入れ、ご希望の通知先メールアドレスを選択の上、お送りください。登録いただいているメールアドレス以外への送付はできませんのでご注意ください。 ・手交による再通知を希望される場合：「 ID・パスワード 」のページから「ID・パスワード再通知依頼書」（Word形式）をダウンロードし、「通知方法」欄、「手交による通知を依頼します」にチェックを入れ、来庁される方は事業者の代表者または従業員であることが分かるもの（社員証、名刺等）をご持参の上、契約局総務・資格審査グループまでお越しください。 なお、ID 及び登録済みメールアドレスがわかる場合は電子申請システムにて再通知が可能です。
41	その他	「ID・パスワード再通知依頼書」に記載する、本店の所在地、商号、代表者、電話番号について、登録時から変更している事項があります。その場合は、新・旧、どちらの情報を記載すればよいですか？	・最新の情報を記載して頂ければ結構です。